

目次

- 第1章 総則（第1条—第21条）
- 第2章 一般競争契約（第22条—第37条）
- 第3章 指名競争契約（第38条—第40条）
- 第4章 随意契約（第41条—第43条）
- 付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 市が締結する契約に関する事務の取り扱いについては、法令、条例又は他の規則に別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（契約書の作成）

第2条 市長は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的に関すること。
- (2) 契約金額に関すること。
- (3) 履行期限に関すること。
- (4) 契約保証金に関すること。
- (5) 契約履行の場所に関すること。
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法に関すること。
- (7) 監督及び検査に関すること。
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金に関すること。
- (9) 危険負担に関すること。
- (10) 契約不適合責任に関すること。
- (11) 契約に関する紛争の解決方法に関すること。
- (12) その他必要な事項

2 次に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が50万円未満（建設工事については100万円未満）である指名競争契約又は随意契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- (4) 第1号に規定する随意契約以外の随意契約をする場合において、市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

3 市長は、前項第1号及び第4号の規定により契約書の作成を省略することができる場合においても、次に掲げる場合には、請書その他これに準ずる書面（以下「請書等」という。）を提出させなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約をするとき。
- (2) 契約金額が10万円以上（物品の購入、印刷製本及び修繕の場合は、30万

円未満を除く。)である随意契約をするとき。

(契約内訳書の提出)

第3条 工事製造等の請負契約を締結する場合において必要と認めるときは、契約の相手方から請負金額内訳書の提出を求めることができる。

(契約書の記名押印)

第4条 契約書は、相手方とともに記名押印しなければならない。

(契約保証金)

第5条 市と契約を結ぶ者は、契約金額(インターネットを利用して公有財産及び物品の売払いを行うシステム(以下「公有財産等売却システム」という。))により一般競争入札を行う場合にあっては、当該入札に係る予定価格)の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が市を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結し、その保険証券を提供したとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に市を債権者とする履行保証委託契約を締結し、当該履行保証委託契約に係る履行保証証券を提供したとき。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供される時。
- (4) 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
- (5) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定により定めた資格を有する者と一般競争入札若しくは指名競争入札により契約を締結する場合又は随意契約により契約を締結する場合において、その者が当該契約を締結する日前2年の間に当該契約と種類を同じくし、かつ、規模を同等以上とする契約を国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる時。
- (7) 契約金額が50万円未満(建設工事については100万円未満)であり、かつ、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる時。
- (8) 権利金、敷金等を納付し、又は前金で支払をしなければ契約を締結しがたい物件の借入れ又は買入れの契約を締結する場合において契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる時。
- (9) 損失補償契約、ガス、電気、水道等の供給を受ける契約、公衆電気通信の役務の提供を受ける契約、試験研究、調査等の委託契約その他契約の性質又は目的により契約保証金を納付させることが不相当であると認められる時。

2 契約保証金には、利子を付さない。

(契約保証金に代わる担保)

第6条 前条の規定による契約保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 銀行その他市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行その他市長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- (4) 銀行その他市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

(5) 銀行その他市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

(6) 公有財産等売却システムを管理する事業者の保証

2 市長は、前項第4号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

（担保の価値）

第7条 前条の規定により契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める金額とする。

(1) 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額

(2) 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8に相当する金額

(3) 銀行その他市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額

(4) 銀行その他市長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により指定した金融機関の手形割引率によって割り引いた金額）

(5) 銀行その他市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額

(6) 銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 その保証する金額

(7) 公有財産等売却システムを管理する事業者の保証 その保証する金額

（担保提供の手続）

第8条 契約保証金を納めさせ又はその納付に代えて国債、地方債その他の担保の提供を収納する機関として会計管理者を指定する。

2 小切手を契約保証金の納付に代えて担保として提供した場合において、相手方が契約上の義務履行前に当該小切手の提示期間が経過することとなるときは、会計管理者は、その取り立て及び当該取り立てに係る現金を保管し、又は当該小切手に代わる契約保証金の納付若しくは契約保証金の納付に代わる担保の提供を求めなければならない。

（履行を委託すること等の禁止）

第9条 市長は、契約の相手方が第三者に契約の履行を委託し、若しくは一括して請負わせ、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせない旨を契約の相手方に約定させなければならない。ただし、特別の事情がある場合においては、この限りでない。

（契約保証金の還付）

第10条 市長は、契約の相手方が契約の10分の5以上を履行したときは、第5条の契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）の10分の5に相当する額を還付することができる。

（監督又は検査）

第11条 市が工事若しくは製造その他について請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合は、監督し、検査し、その履行を確認しなければならない

い。ただし、破損、変性、性能低下その他について取替補修その他必要な措置を講ずる旨の特約がある場合は、監督、検査を省略することができる。

(監督、検査をする職員)

第12条 地方自治法第234条の2第1項の監督、検査をする職員は、別に市長が定める。

2 市長は、やむをえない事情がある場合を除き、前項の監督を行う職員の職務と前項の検査を行う職員の職務を兼ねさせてはならない。

(監督又は検査の方法)

第13条 監督又は検査の方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 仕様書及び設計書による書類審査
- (2) 材料試験若しくは検査
- (3) 内容及び数量検査
- (4) 抽出検収
- (5) 理化学試験、分析試験
- (6) 試運転

(検査の時期)

第14条 検査は、納付の終了又は工事の完成の日から10日以内に行わなければならない。ただし、特別の理由があるときは、20日以内とすることができる。

(履行確認の報告)

第15条 監督又は検査を行いその履行を確認したときは、別に定めるところにより報告しなければならない。

(部分払の限度額)

第16条 契約により工事、製造若しくは修繕の既済部分又は物件の既納部分に対し、完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における支払金額は、工事、製造又は修繕についてはその既済部分に対応する代価の10分の9(性質上可分の工事、製造又は修繕にあっては、その完済部分に対応する代価の全額)、物件の納入についてはその既納部分に対応する代価に相当する金額をこえてはならない。

2 前項の規定により部分払をする場合において、施行令第163条第3号又は附則第7条に規定する経費の支払につき前金払をしているときは、同項の規定により支払うべき金額から、当該前金払金額に、工事、製造又は修繕にあってはその出来形歩合、物件納入にあってはその納入の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。

(履行遅滞による損害賠償)

第17条 市長は、契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限までに契約による義務を履行し終らない場合は、契約の相手方に契約金額(性質上可分の工事、製造若しくは修繕又は物件の買入れの契約において完済した部分又は既納の部分があるときは、その完済した部分を除く部分又は未納の部分に対応する代価に相当する額)につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した金額を損害賠償金として納めさせなければならない。

2 前項の損害賠償金は、市の当該契約の相手方に対する債務と相殺することができる。

(危険負担)

第18条 工事製造若しくは修繕が完成し、又は物品の引き渡しを受けるまでの損害については、納入者又は請負者の負担とする。

(前払金に係る契約等の履行遅滞による損害賠償等)

第19条 市長は、施行令第163条第3号及び第4号並びに附則第7条に規定す

る経費について前金払をした場合において契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限までに契約による義務を履行し終らないときは、第17条第1項の損害賠償金のほか、契約の相手方に支払済の前金払金額（第16条第2項の規定により部分払の支払いにつき控除した金額がある場合は、その控除した金額を当該前金払金額から控除した金額）につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した金額を損害賠償金として納めさせなければならない。

2 市長は、前金払をした契約を契約の相手方の責めに帰すべき理由により解除した場合において当該前金払金額から既済部分のうち引き渡しを受けた部分又は既納部分に対して支払うべき金額を控除して残額があるときは、契約の相手方に当該金額を返還させなければならない。この場合において返還金額につき前金払をした日から返還した日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で算定した金額を利息として納めさせなければならない。

3 第17条第2項の規定は、第1項の損害賠償金並びに前項の返還金及び利息について準用する。

（契約の解除）

第20条 市長は、契約の相手方が契約に違反した場合のほか、契約の相手方が次に掲げる場合に該当すると認めたときは、契約を解除することができる旨を契約の相手方と約定しなければならない。

- (1) 履行期限までに契約による義務を履行し終る見込みがないとき。
- (2) 契約の履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がないのに市長の指示に従わないとき。

2 契約を解除するときは、その旨を相手方に通知しなければならない。

（仮契約の締結）

第21条 市長は、議会の議決を得なければならない契約である場合は、議会の議決を得たときに本契約を締結する旨を付した仮契約を締結するものとする。

第2章 一般競争契約

（資格要件）

第22条 次の各号の一に該当すると認められる者は、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けていない業者
- (3) 建設工事については、建設業法第28条第3項の規定による営業停止期間中の者

2 市長は、前項に定めるもののほか、契約の種類及び金額に応じ、必要な資格をあらかじめ定めることができる。

（入札保証金）

第23条 一般競争入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5（公有財産等売却システムにより一般競争入札を行う場合にあつては、当該入札に係る予定価格の100分の10）以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。
- (2) 施行令第167条の5第1項の規定により定めた資格を有するものによる競

争入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 競争入札に参加しようとする者の見積金額が20万円未満（建設工事については100万円未満）であるとき。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の規定による入札保証金の納付について準用する。

（入札保証金の納入方法）

第24条 入札保証金は、入札保証金納付書により会計管理者に納付し、領収証を受領し、入札の際これを入札担当職員に提示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公有財産等売却システムによる一般競争入札を行う場合における入札保証金の納付の方法については、別に定めるものとする。

3 入札保証金には、利子を付さない。

（入札保証金の還付等）

第25条 市長は、次条の規定による公告において次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 落札者が納付した第23条第1項の入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供される担保を含む。）は、落札者が第5条の規定により契約保証金を納付するときはその納付の際に、第6条の規定により契約保証金の納付に代えて担保を提供するときは、その提供の際に、第5条ただし書きの規定により契約保証金の納付を免除されたときは契約書に印を押し、又は契約の履行に着手した際に還付すること。

(2) 入札に関し不正の行為があったときは、前条第1項又は第2項の入札保証金は、市に帰属すること。

2 入札保証金は、契約保証金の一部又は全部に充当させることができる。

（入札の公告）

第26条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日（複数の日にわたる入札期間を定めて入札を行う場合にあつては、当該入札期間の末日）の前日から起算し、少なくとも10日前（1件の予定価格5,000万円以上である建設工事の請負契約にあつては、15日前）に掲示その他の方法をもって、施行令第167条の6第1項の公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間は5日まで短縮することができる。

（入札について公告する事項）

第27条 前条の公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

(1) 競争入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格

(3) 契約条項を示す場所及び日時

(4) 入札の場所及び日時

(5) 入札保証金に関する事項

(6) 無効入札に関する事項

(7) 電子入札システム（本市が行う入札に関する事務を本市の使用に係る電子計算機（入出力機器を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）による入札（以下「電子入札」という。）を行う場合にあつては、その旨その他電子入札の実施に必要な事項

(8) 前各号のほか、市長が必要と認める事項

（予定価格の設定）

第28条 市長は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、

設計書等によって予定し、予定価格調書を作成してこれを封書にし、開札の際開札場所に置かなければならない。ただし、第30条の規定により予定価格を公表したときは、封書にすることを要しない。

(予定価格の決定方法)

第29条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取り引きの実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(予定価格の公表)

第30条 市長は、財産の売払いに係る競争入札については、入札の執行前にその予定価格を公表することができる。

(入札書の提出等)

第31条 市長は、入札しようとする者に入札書（入札及び電子入札の場合にあっては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。））を作成させ、第27条第4号の規定により公告した日時までに同号の規定により公告した場所に提出させなければならない。市長が必要と認めて入札しようとする者に提出を求める書類の提出についても、また同様とする。

2 市長は、入札しようとする者が入札書（入札及び電子入札の場合における入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を除く。）の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押させなければならない。

(入札調書)

第31条の2 市長は、開札した場合においては、入札の経過を明らかにした入札調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保存しなければならない。

(無効入札)

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とすることを入札の条件としなければならない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札が取り消すことのできる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- (3) 市長において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (4) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。
- (6) 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
- (7) 第23条第1項の入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき。
- (8) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

2 入札者は、その提出に係る入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(再度入札)

第33条 市長は、施行令第167条の8第4項に規定する再度の入札をするときは、2回をこえてこれをしてはならない。

(入札期日の延期等)

第34条 天災地変その他やむをえない理由が生じた場合においては、市長は、入

札期日を延期し、又は入札手続を一時中止することができる。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合の手続)

第34条の2 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、最低の価格をもって申込みをした者を直ちに落札者とせず施行令第167条の10第1項の規定により落札者を定める必要があると認めるときは、別に定めるところにより調査のうえ落札者を決定するものとする。

2 契約の履行を確保するため、特に必要と認めるときは、施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けることができる。

(落札決定通知と契約締結)

第35条 市長は、落札者が決まったときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

2 市長は、当該契約につき契約書を作成する場合においては、落札者に前項の規定による通知を受けた日から起算して5日(尾道市の休日を定める条例(平成元年条例第34号)第1条第1項に規定する休日を除く。)以内に契約書に記名押印をさせなければならない。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

3 落札人が前項の期間内に契約を結ばない場合においては、当該落札は、その効力を失うものとする。

(入札違約金)

第35条の2 市長は、第23条第1項ただし書の規定により入札保証金の全部を納めさせないこととした場合において、前条第2項に規定する期間内に落札者が契約を締結しないとき(同項ただし書の規定に該当するときを除く。)は、落札金額(落札者が落札の際に入札した金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額)の100分の5に相当する金額を入札違約金として納めさせなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第36条 市長は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第26条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(せり売り)

第37条 本章の規定は、せり売りに付する場合に準用する。

第3章 指名競争契約

(入札者の資格)

第38条 一般競争入札に参加することのできる資格は、指名競争入札に参加する者の資格について準用する。

2 前項に定めるもののほか、次の基準により市長が定めた資格要件を備えなければならない。

- (1) 工事、製造又は販売の実績
- (2) 従業員の数
- (3) 資本金の額その他経営の規模

(入札者の指名)

第39条 市長は、指名競争入札に付するときは、競争に参加する者をなるべく4人以上指名しなければならない。

2 市長は、前項の場合においては、第27条第1号及び第3号から第8号までに規定する事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第40条 第23条、第24条第1項及び第3項、第25条並びに第28条から第35条の2までの規定は、指名競争の場合に準用する。この場合において、第23条第1項中「100分の5（公有財産等売却システムにより一般競争入札を行う場合にあつては、当該入札に係る予定価格の100分の10）」とあるのは「100分の5」と、第25条第1項中「次条の規定による公告」とあるのは「第39条第2項の規定による通知」と、第31条第1項中「入札書（公有財産等売却システムによる入札及び電子入札）」とあるのは「入札書（電子入札）」と、「第27条第4号の規定により公告した日時までに同号の規定により公告した場所」とあるのは「第39条第2項の規定により通知した日時までに同項の規定により通知した場所」と、同条第2項中「入札書（公有財産等売却システムによる入札及び電子入札）」とあるのは「入札書（電子入札）」と、第32条第1項中「(8) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。」とあるのは「(8) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。」と、(9) 入札が1であるとき。ただし、電子入札による建設工事（建設工事に係る設計、調査及び測量の業務並びに建設工事に類する業務委託を含む。）に係る入札については、初回の入札が1であるときに限る。」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4章 随意契約

（随意契約によることができる場合）

第41条 施行令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が200万円を超えない工事又は製造の請負をさせるとき。
- (2) 予定価格が150万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 前各号に掲げるもの以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

2 施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく必要な手続は、次のとおりとする。

- (1) 契約を締結する前において、役務の名称及び内容、契約を締結する時期並びに契約の相手方の選定基準を公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、役務の名称及び内容、契約の相手方の名称及び所在地、契約を締結した日、契約金額並びに契約の相手方の決定理由を公表すること。

（予定価格の決定）

第42条 市長は、随意契約にしようとするときは、あらかじめ第29条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

（見積書の徴取）

第43条 市長は、随意契約にしようとするときは、2人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、施行令第167条の2第1項第3号に規定する契約及び特別な事由があると認められる契約については、この限りでない。

2 前項本文の規定による見積書の提出については、電子入札システムを用いて行うことができる。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした契約については、なお従前の例による。

付 則（昭和46年2月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和46年4月1日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年6月27日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和56年3月31日規則第7号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年11月13日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年6月15日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年10月1日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和60年4月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成2年3月31日規則第7号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成5年4月1日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成7年4月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成9年3月19日規則第10号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成11年9月1日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年3月30日規則第30号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成13年5月8日規則第35号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年11月15日規則第47号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年3月23日規則第103号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成17年9月8日規則第137号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年4月28日規則第66号）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第38条第2項第3号の改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第43号）抄
（施行期日）
1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年10月31日規則第89号）
この規則は、平成19年11月1日から施行する。

付 則（平成20年11月28日規則第102号）
（施行期日）
1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。
（経過措置）
2 この規則の施行の日前に締結された契約については、この規則による改正後の尾道市契約規則第17条第1項並びに第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成21年3月31日規則第34号）
（施行期日）
1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
2 この規則の施行の日前に締結された契約については、この規則による改正後の尾道市契約規則第17条第1項並びに第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成22年3月31日規則第38号）
（施行期日）
1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
2 この規則の施行の日前に締結した契約については、この規則による改正後の尾道市契約規則第17条第1項並びに第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成23年3月23日規則第14号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に締結した契約については、改正後の第17条第1項並びに第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成24年3月19日規則第8号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年6月27日規則第61号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年3月25日規則第17号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に締結した契約については、改正後の第17条第1項並びに第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成26年3月17日規則第8号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に締結した契約については、改正後の第17条第1項並びに第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成28年3月15日規則第15号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に締結した契約については、改正後の第17条第1項、第19条第1項及び第2項並びに第35条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成29年3月13日規則第9号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に締結した契約については、改正後の第17条第1項並びに第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成31年3月20日規則第28号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月31日規則第38号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に締結した契約については、改正後の第17条第1項並びに第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則 (令和3年3月15日規則第13号)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に締結した契約については、改正後の第17条第1項並びに第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則 (令和4年1月11日規則第1号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和7年3月31日規則第31号)
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

付 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に締結した契約については、改正後の第17条第1項並びに第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。